

青少年保護に向けたSNS利用規制の議論が活発化

◆各国で活発化する16歳未満のSNS規制の取り組み

各国で青少年のSNS利用を規制する動きが活発化している。背景にはSNSに起因する、いじめによる自殺、偽情報や有害コンテンツに触れることで犯罪に巻き込まれるリスクなどへの懸念がある。2024年11月、豪州は国として初めて16歳未満のSNS利用を全面的に禁止する法案を可決した。TikTok、Instagram、X(旧ツイッター)などが対象で、SNS事業者が利用防止措置を怠った場合、最高4,950万豪ドル(約50億円)の罰金を科す。米国フロリダ州では14歳未満の利用を禁止、カリフォルニア州では13歳未満のSNSアカウント取得に保護者の同意が必要となる。英国ではオンライン安全法が成立し、25年中にSNS事業者に対し、13歳未満にアカウントを取得させない措置や有害コンテンツの削除、アクセス防止策を講ずることなどを義務付ける。違反した場合、最高1,800万ポンド(約33億円)の罰金を科す。仏やノルウェーでは15歳未満のSNS利用制限や禁止が検討されている。

◆日本では子ども家庭庁が新たなワーキンググループ(WG)を設置し議論を開始

日本では13～19歳の90.3%、6～12歳の43.5%がSNSを利用しており、青少年インターネット環境整備法のもとで安心・安全なネット利用の取り組みを進めている。24年9月に同法の施策を推進する第6次基本計画が策定されたが、各国の動向や中高生の闇バイトへの関与などを受け、24年11月、子ども家庭庁の検討会の下に有識者や大学生を委員とする新たなWGが設置された。初回の会合では、「現行法が重点を置く悪質サイトへのアクセスを制限するフィルタリングサービスだけでは多様化するリスクへの対応が難しく、リテラシーを高めてリスクを回避することを基本方針とすべき」、「青少年保護の役割をフィルタリングサービスの設定義務のある携帯電話事業者や保護者だけでなく、SNS事業者も担うべき」、「高校生・中学生だけでなく、小学生以下の対策を強化すべき」などの意見が出た。

WGは25年夏までに、各国の法制度・取り組み事例や各関係省庁の取り組みの整理、関係事業者へのヒアリングなどを行い、ネット利用をめぐる青少年保護のあり方の課題や論点を取りまとめ、基本計画の見直しにつなげる。 【新井佳美】